

一人で悩まずご相談ください 茂原市消費生活センター

消費生活センターは、事業者との間に生じた商品・サービスのトラブルや消費生活に関するお問い合わせなどを専門の相談員がお伺いします。
※相談無料、秘密厳守



また、消費者啓発のため、消費生活に関する情報提供や、各種講座の開催など、賢い消費者づくりのための各種事業を行っています。

◆相談の多い事例

- ・訪問販売で排水管清掃の契約をしたが、やはり不要なので解約したい。クーリング・オフの方法を知りたい。
- ・「料金が安くなる」と光回線の勧誘電話がきた。契約したが安くなっていないので解約したい。
- ・通販で「お試し価格」の健康食品を注文したが、定期購入が条件になっていた。業者に連絡したが、定期購入を理由に解約を拒否された。

◆相談に対する対応

相談内容に応じて、問題解決のための助言や情報提供、あっせんなどをします。

◆相談日

月曜日～金曜日
※休日・年末年始を除く。

◆受付時間

9時30分～16時まで
※12時～13時までを除く。

◆平成29年度茂原市での相談件数 794件 (前年度+118件) 商品・役務(サービス)別上位相談

順位	商品・役務(サービス)	主な相談内容
1	商品一般	「総合消費料金未納通知」等という架空請求ハガキに関する相談
2	デジタルコンテンツ	利用していない有料サイトからの架空請求やアダルト情報サイトなどからの不当請求の相談など
3	融資サービス	サラ金やクレジットカードの利用による多重債務相談など
4	他の保健・福祉	還付金詐欺など
5	インターネット通信サービス	光回線の電話勧誘による契約やネット通販トラブルなど

☎(20)1101、FAX(20)1600へ。
ご相談・お問い合わせは、消費生活センター(2階)

市内工場見学会を実施します！

市では、市民の皆さんに市内の製造業について広くご理解いただくため、市内工場見学会を実施します。お問い合わせの上、ぜひご参加ください！

- ◆日時 6月8日(金) 10時～16時
- ◆見学先 関東天然瓦斯開発(株)、(株)合同資源
- ◆対象 市内在住で成人の方
- ◆募集人員 25人 (応募者多数の場合は抽選。初回の方優先)
- ◆申込方法 はがきに、参加者の①住所、②氏名、③生年月日、④電話番号を記入し、お申し込みください。
※はがき1枚につき、2人まで申し込みできます。
1枚で2人分を申し込む場合は、必ず2人分の必要事項を明記してください。
- ◆申込期限 5月11日(金)必着 ※結果は締め切り後、1週間程度で通知します。
- ◆参加費 50円(保険料)
- ◆注意事項 見学先企業の同業他社の方の参加はご遠慮ください。



お申し込み・お問い合わせは、〒297-8511茂原市道表1番地
商工観光課(6階) ☎(20)1528、FAX(20)1604へ。

お知らせ

市では、広報紙の送付を希望される方に無料で郵送しています。
お問い合わせは、秘書広報課☎(20)1512、FAX(20)1601へ。